(b) A bankrupt who has not yet been reinstated ;
(c) A person who, in course of performing the contract, willfully neglects manufacturing the goods or doing proper services, or commits irregularities in connection with the quality or quantity of the goods ;
(d) A person who has conspired with other person or persons for the purpose of bid ding unreasonably up or down the price in a competitive tender ;
(e) A person who has interfered with entry in a competition or conclusion of a contract or execution there of ;
(f) A person who has interfered with an inspection or supervision conducted by the members of this company ;
(g) A person who, in regard with a contract, has brought about a trouble by a dishonest or improper act or who has committed an unfaithful, insincere conduct ;
(h) A person who is in dispute with this company without any justifiable reason in connection with a contract ;
(i) A person whose performance of a contract is delayed ;
(j) A person whose past record of performance of contract is not good ;
(k) A person who has failed to perform a contract without any justifiable reason ;
(l) A person who has made a false statement in the procedure concerning entry in competition or execution of contract ; and
(m) A person who employs someone who comes under any of the abovementioned provisions as manager or in other capacity to designate such person as representative during competition

② The tenderer must have established assets and public confidence, and inadditionthe tenderer must have good professional technique and equipment

③ The tenderer must have a substantially long established business showings in production or sale of the goods which Central Japan Railway Company (here in after referred to as the "Company") requires or the goods similar thereto

④ The products must be of good quality and reasonably priced, and satisfying the requirements of quality and appointed time of delivery must be ssured

⑤ The tenderer should be able to meet the Company's demands smoothly for a long period of time

⑥ The tenderer should be able to render positive cooperation to the Compny in the form such as afterdelivery servicing, repairing and supplying necessary parts

(7) See the instructions of the tendering (￥3,150, inclusive of the Consumption Tax)
(8) Time-limit for tender ; 2 : 00pm, 21, July, 2010
(9) Contact point for the notice : Kaori Ichihara, Purchasing and Supplies Section, Property Management Department, Central Japan Railway Company, JR Central Towers, 1－1－4 Meieki Nakamura-ku, Nagoya, Aichi 450 － 6101, Japan. TEL 052―564―2536

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 5 月 26 日
支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房経理課長　石田　　寿
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
1　工事概要
(1) 品目分類番号　41
(2) 工事名　農林水産政策研究所跡地土壌汚染除去等Ⅱ期工事
(3) 工事場所　東京都北区西ヶ原２－２－１
(4) 工事内容　工事内容は、以下のとおりである。
① 土壌汚染除去工事等
（対策土量　約13,316㎥）
② 樹木伐採工事、既存構造物（ブロック塀、擁壁、フェンス、コンクリート舗装、コンクリート基礎、浄化槽、排水枡等）の撤去工事
(5) 工期　平成23年３月25日まで
(6) 使用する主要な資機材　換気装置付テント設備（大型テント３セット（高さ6.5ｍ×巾19.5ｍ×長さ30ｍ程度）及び中型テント３セット（高さ6.5ｍ×巾12ｍ×長さ22ｍ程度））、排水処理設備（処理能力10㎥／ｈ以上）及び洗車設備等
(7) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
(8) 本工事は、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により入札を行う工事とするが、電子入札方式により難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札に変えることができる。
また、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び入札説明書に示した必要な証明書類の写し（以下「資料等」という。）の提出を義務づけるものとする。
(9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 農林水産省大臣官房経理課における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、農林水産省大臣官房経理課長（以下「経理課長」という。）が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の(3)の再認定を受けた者を除く。
(5) 農林水産省大臣官房経理課における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観点数が、1,250点以上であること。ただし、上記２の(3)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が、1,250点以上であること。
(6) 同種工事の施工実績を有すること。
① 平成７年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有することとする。
② 同種工事とは、以下のアからウまでの要件を満たす工事の施工実績とする。
なお、平成17年４月１日以降に完成した公共工事である場合にあっては、入札説明書に示す工事成績評価表の評定点に満たないものを除くこと。
ア　工事概要　場外搬出工法による重金属汚染土壌対策
イ　数量等　8,000㎥以上の対策工事
ウ　その他　ア及びイは同一工事であること。
③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要（重金属の種類・数量等）を記載する。
④ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。